

白ばらノート'25

奈良県選挙管理委員会
奈良県明るい選挙推進協会



明るい選挙啓発ポスター

(奈良県選挙管理委員会 令和6年度入選作品)



小学校 2年
三浦 向葵



小学校 6年
池上 純太



小学校 6年
石井 更



小学校 6年
笹岡 志穂



中学校 3年
津守 桃子



中学校 3年
森田 愛衣



中学校 3年
山地 奏花



高校 1年
金水 聖樹

最近の活動から

奈良県白バラ大会(オンライン開催) 【令和6年12月17日(火)】

明るい選挙推進活動の活性化を図るとともに、国民参政の意義と選挙権の重要性を再確認する機会を持つため、奈良県では毎年「白バラ大会」を実施しています。今回の記念講演では、浦和大学 社会学部 現代社会学科 准教授 林大介氏に、「主権者教育の現状と課題～海外事例を通して考える～」についてご講演いただきました。

第50回衆議院議員総選挙街頭啓発 【令和6年10月18日(金)イオンモール大和郡山】 【令和6年10月24日(木)近鉄奈良駅前】

投票参加を呼びかけることを目的として、イオンモール大和郡山及び近鉄奈良駅前で街頭啓発を実施しました。選挙管理委員会及び明るい選挙推進協会委員などが、投票日等が書かれたポケットティッシュ等を配布しました。

若者の投票率向上のために

奈良県選挙管理委員会・奈良県明るい選挙推進協会では、近年の若者の政治離れや低投票率に歯止めをかけるため、選挙が行われる際の啓発活動に加え、選挙が行われていない時期にも政治参加の意義と選挙権の重要性を再認識してもらえるよう、様々な取り組みをおこなっています。

① 高校生模擬投票・出前講座プログラム

選挙権年齢は18歳以上であり、高校生等も選挙権を有することから、高校生等を対象に公民の授業や生徒会選挙の時間を利用しての出前授業や、各市町村選挙管理委員会の協力を得て、実際に選挙で使用される投票箱や記載台を用いた模擬投票等を行っています。
令和6年度は1校において実施しました(令和7年1月31日現在)。

【実施状況】

・令和7年 1月29日 県立山辺高等学校(2年生・51名)

② 明るい選挙啓発ポスターコンクール

県内の小・中・高校生を対象に、選挙に関するポスターを募集しています。令和6年度は473作品の応募があり、そのうち8名の作品が県審査において入選されました。

も く じ

序章 私たちと選挙	1
1. 問われる有権者意識	1
(1) 低下傾向にある投票率	1
(2) 低投票率の時代背景	1
2. 生活と政治と選挙	3
(1) 生活と政治とのかかわり	3
(2) 主役は私たち国民	3
(3) 民主政治の考え方	4
(4) 民主政治発展のために	5
① 望まれる積極的な投票参加	5
② 明るい選挙の実現	6
第1章 選挙のあらまし	8
1. 選挙権の移りかわり	8
2. 選挙制度の原則	9
(1) 平等の原則	9
(2) 自由の原則	9
(3) 公正の原則	10
3. 選挙のしくみ	10
(1) 選挙権	10
(2) 被選挙権	10
(3) 選挙人名簿	11
(4) 選挙区と定数	12
(5) 選挙運動	12
① 選挙運動のできる期間	12
② 選挙運動のできる人	16
③ 選挙運動の方法	16
A 禁止されている選挙運動	17
B 制限つき選挙運動	19
C 自由な選挙運動	21
D その他	22
(6) 政治活動	25
(7) 投票	28
(8) 在外選挙制度	30
資料編	33

序章 私たちと選挙

1 問われる有権者意識

(1) 低下傾向にある投票率

昨年実施された第50回衆議院議員総選挙の投票率は58.49%と全国平均の53.85%よりは高くなりましたが、近年の各種選挙における低投票率の傾向は依然として続いているものと言わざるを得ません。特に、未来を担う若い世代の投票率が低いことは誠に憂慮すべきことです。

民主政治は、主権者としての国民の政治参加によって支えられ、創られていくものです。国民一人一人が、有権者としての自覚と政治常識を身につけ、積極的に投票に参加することが民主政治の発展の鍵となります。

(2) 低投票率の時代背景

投票率を左右する原因は様々であり、それぞれの選挙によっても異なるかも知れません。有力候補者の競い合いの有無や争点の在否はもちろん大きな要素になるでしょう。また、天候にも左右されることも否定できません。

しかし、最近の投票率の低下傾向は、到底それだけで説明しきれません。

◆生活の豊かさと引きかえに

戦後半世紀を経て私たちの生活は豊かになりました。また社会も安定してきました。その反面、自分の生活と社会や政治との関連を意識することも少なくなってきたことが指摘されています。特に豊かな時代に育った若い世代にこの傾向がはっきり現れています。このことが若者を中心に政治的無関心や政治離れ、ひいては選挙離れが進んでいると指摘されていることと無関係では無さそうです。

また、“一億総中流意識”と言われて久しいわけですが、暮らしが安定すると多少の不満を感じながらもどこかで満足し、その安定が永続するものと思って政治にも変革を期待しなくなり、「政治は今のまま任せておいてもよい」とするような、有権者の保守的傾向、現状肯定の風潮が見られることも投票への意欲が減退してきている要因の一つではないのでしょうか。

◆地縁、血縁の薄れも

地域社会が流動化している影響も見ておかなければなりません。つまり地縁、血縁といったものの縛りが弱まったことによって、地方選挙でもかつてのような有権者を駆り立てるような熱気というものが農山村部でも失われつつあるのではないかと指摘されています。

一方、都市部においては旧来の地域コミュニティが崩壊しつつあること、あるいは候補者の顔や名前などを知っている人は少なく、人物や政策が伝わりにくくなっていることも低投票率と無関係ではないと言われています。

◆冷戦構造の終焉

冷戦構造の終焉によってイデオロギーの大きな違いがなくなり、政党としての基本政策や政治構造の違い、あるいは争点が見えにくくなって来ていると言われています。こうしたことが有権者の選択を難しくしているのも事実であり、無党派層の増大とともに、政治離れ、政治への無関心に拍車をかけたとも指摘されています。

この子のためにも 大切な一票を



2 生活と政治と選挙

(1) 生活と政治とのかかわり

今日、私たちの日常生活は、いたるところで国や地方公共団体の政治と深くかかわっています。例えば物価や税金、社会福祉、年金といった暮らしにかかわる問題はもとより、教育や文化、医療、公衆衛生、環境衛生などの身の回りの問題、さらに道路や上・下水道、公園整備といった各種社会資本整備、あるいは交通安全、消防・防災、防犯といった安全にかかわる仕事まで、すべて政治との関係抜きには語れません。そして、こうした社会すべての構成員にかかわる公共の問題について、その社会としての目標あるいは処理方針を決定し、目標達成に努めていくというところに政治の大きな役割があるわけです。

◆政治を傍観すれば、そのつけは自分に

従って、政治や政策の重点の決定は、国や地方公共団体のあり方から国民一人ひとりの生活に至るまで、少なからず影響を与えずにはおきません。私たちが社会生活を営む以上、好むと好まざるにかかわらず、国や地方公共団体の政治と密接なかかわりをもたざるを得ないのです。私たちの生活の改善向上は、政治との関係なしに実現することはできず、政治への関心無くしたり、政治を変えることができないという無力感に浸っていれば、そのつけは結局自分たちが払うことになるわけです。

(2) 主役は私たち国民

私たちは、単なる政治の受益者であったり、政治の対象ないしは客体となっているだけではありません。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

これは、日本国憲法の前文の一筋ですが、国の政治やしぐみや方針など国の政治のあり方を決めるのは、私たち国民であるという「国民主権」の考え方を明らかにしています。

◆選挙は政治参加の基本的機会

そして、憲法第15条は、選挙権を成年に達したすべての日本国民に保障しており、満18歳になると投票によって政治に参加することになります。つまり選挙は私たちが政治に参加し、主権者としてその意志を政治に反映させることのできる最大かつ基本的な機会です。

一部に「投票の権利だけでなく、棄権する権利もある」とか「棄権も意思表示の一つ」といった理屈をいうむきもありますが、棄権したからといって前進も改革も生まれません。また望むべくもないでしょう。私たちは、国の政治のあり方を最終的に決める力（主権）をもった国民であるという自覚のもと、選挙に積極的に参加し、代表者としてふさわしい人を選ばなければなりません。棄権は政治参加の権利を自ら放棄することであり適切な意思表示とは言えません。

(3) 民主政治の考え方

リンカーン（1809～1865）がゲティスバーグの演説で述べた「人民の、人民による、人民のための政治」が民主政治の核心をなすものであると言われています。すなわち、一部の支配者や特権階級の手ではなく国民自身の手にある政治、国民自らの意思に基づいて行われる政治、国民全体の幸福の実現をめざした政治が民主政治というわけです。

日本国憲法もすでに見てきたようにその前文で、わが国の政治が国民の意思に基づいて、国民の代表者が国民の福利の実現をめざして行う民主政治によって行われることを明らかにしています。従って国民の代表者を選ぶ選挙がどう行われ、どのような人が代表者に選ばれるかが民主政治の成否を決めることになります。

◆民主政治は積極的な政治参加で支えられる

投票に参加する人が少なければ、それだけ私たちの多様な意思を国や地方の政治に正しく反映されにくくなります。選挙結果にも微妙な影響を与えかねません。同時に選挙が国民の良識ある態度で公正に行われなければ、立派で良い代表者を選ぶこともできにくくなります。その結果、国民全体

の幸福の実現をめざした政治をめざすことはできなくなります。

つまり民主政治は、国民の積極的な政治参加によって支えられ、創られていくものであり、その是非は民主政治発展の鍵となるものと言えます。そのためには、有権者が常日頃から政治への関心を持ち、主権者としての自覚を備えていることが必要です。「いかなる国民もその国民の水準より優れた政治の水準を持つことはできない」と言われますが、立派でよい代表者を持つには、国民もまた立派でよい国民でなければならないのです。

(4) 民主政治発展のために

① 望まれる積極的な投票参加

民主政治は、国民の積極的な政治参加によって支えられていること、そして、私たち国民が政治に参加する最も重要かつ基本となる機会が選挙であるということを考えると民主政治の健全な発展は、投票という形での政治参加がどれだけ得られるかにかかっているといっても過言ではありません。

◆自らの生活と続く世代のために

その意味でも最近の国政選挙、地方選挙での投票率の低下傾向は、非常に残念です。このまま事態が推移するとなれば、民主政治の基盤にひびが入りかねない由々しき問題です。政治状況のいかんや「棄権も意思表示の一つ」などは、何の言い訳にもなりません。投票を権利として自覚せず、安易に棄権する行為は、自分たちの生活や続く世代のためにも責任を持った態度とはとうてい言えないでしょう。

◆参政権獲得に先人の労苦あり

近年、選挙権のありがたみや重要性が薄れがちですが、国民が現在の参政権を獲得するまでには、先人の営々たる苦労があったことを忘れることはできません。大正末期までは、一定額以上の税金を収めた男性にしか選挙権は与えられていませんでしたし、普通選挙が実施された後も、婦人参政権を得られるまでは、昭和20年まで待たなければなりませんでした。そしてその獲得のために投獄され、血を流した人のいたことも十分認識するべきです。

◆ベターな選択をするのが選挙

「誰がなっても同じ」とか「魅力ある政治家がいない」とかいう声もあります。しかし政治は人を動かすわけですから、決して同じではありません。また、ベストな政治家がいなければベターな選択をするのが選挙です。有権者一人ひとり、選挙と選挙権の持つ意味の重さを十分認識し、与えられた政治参加（選択）の権利をしっかりと行使したいものです。

② 明るい選挙の実現

選挙における投票率が量の問題とすれば、選挙が金や情実により左右されず真に選挙人の自由な意見により行われたかどうかは、投票の質に係る問題です。

そのために公職選挙法では、金のかからないきれいな選挙となるよう、また、選挙人の自由な意思の表示によって公正な選挙が行われるよう、いろいろな規定を置き、制度的な担保を図っています。例えば金のかからない選挙とするために、選挙運動のための費用の最高限度額を決めたり、候補者の選挙での寄附を原則として禁止しあるいは、寄附を要求したり勧誘したりしてはならないものとされています。

◆重要なのは国民の政治意識

しかしながら、金のかからないきれいな選挙はいつの時代にも大きな課題となっており、その実現のためには、法の規定だけで目的を達成することはできません。

選挙区の人たちが、候補者に寄附を要求するようなことがあれば、あるいはそのような体質がある限り法の主旨は生かされないでしょう。結局は、国民一人ひとりの政治意識の向上を待つよりほかはありません。「贈らない、求めない、受け取らない」のいわゆる“三ない運動”を柱とした明るい選挙を求める運動が今日まで全国各地で地道に展開されてきたのもそのためです。

◆日頃から政治への関心を

大事なことは、明るい選挙実現のために、候補者や選挙運動に携わる人達が、ルールを守り、良識ある行動できれいな選挙を行うこと、また、私たち国民一人ひとりが金や物にまどわされたり、義理人情にとらわれたりすることなく、主権者として自覚を持ち、一票の権利を大切にすることです。そのためにも家庭で、また地域社会においても身の回りの問題から政

第1章 選挙のあらまし

1 選挙権の移りかわり

選挙は、国民の意思をできるだけ広く政治に反映させることが目的です。だから、なるべく多くの国民の選挙権を与えるべきです。

それなのに、初めはどここの国でも、選挙権を女性に認めないとか、税金や財産、教育の程度、社会上の地位、さらに宗教や人種などによっても区別していました。わが国でも、明治の頃には女性には参政権はなく、男子でも直接国税を納めていなければ選挙権が認められていませんでした。それが新憲法によって、男子も女子も満20才に達すれば平等に選挙権が与えられるようになりました。

日本の選挙権の拡大経過

総選挙における有権者数の移りかわり

法改正時代	明治22年	明治33年	大正8年	大正14年	昭和20年	平成27年
要件	25才以上の男 国 税 1 5 円 以上の納税者	25才以上の男 国 税 1 0 円 以上の納税者	25才以上の男 国 税 3 円 以上の納税者	25才以上の男 納税要件なし	20才以上の 男女	18才以上の 男女
改正後の選挙における 選挙人の対 全国民比率	1.1% (45万人)	2.1% (98万人)	5.4% (306万人)	19.8% (1240万人)	48.6% (3687万人)	84.9% (1億620万人)
選挙期日	明23.7.1	明35.8.10	大9.5.10	昭3.2.20	昭21.4.10	平28.7.10

各国で普通選挙権が認められた年

国 名	男子	女子
フ ラ ン ス	1848	1944
アメリカ合衆国	1870	1920
ド イ ツ	1871	1918
イ ギ リ ス	1918	1928

国 名	男子	女子
日 本	1925	1945
ロ シ ア	1936	1936
イ ン ド	1949	1949
中華人民共和国	1953	1953

2 選挙制度の原則

国家を治める最高の権力が国民にあるのが民主主義の根本原則です。憲法の前文には「主権が国民に存することを宣言し、…国政は、国民の厳粛な信託によるものであって…、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と明記しています。

主権が国民に存するということは、二つの意味があります。すなわち、政治的意味では、国家の政治的権威が国家構成員全員から発するということがありますし、法律的意思では、主権そのものが国民の手にあるということであって、国家権力の主体は国民全体であるということです。このように主権在民を明確に謳ったわれわれの憲法は、明治憲法と根本的に異なるのです。

民主主義政治の型には二つあります。その一つは、政治の方針の決定に国民が直接参加する方法です。これは直接民主主義とも呼ばれています。今日の大多数の国では、もう一つの方法すなわち、一般国民は投票で自分たちの代表者を選ぶだけに止め、法律案や予算の審議決定などは国民代表の議会に、また行政の執行は内閣に任せる方法を採用しています。これが代表民主主義（間接民主主義）です。

(1) 平等の原則

憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」と規定されているのは平等の原則をうたったものであり、選挙についてもこの原則が確立されています。

それなのに昔は、どこの国でも選挙権を女性に認めないとか、税金や財産、教育の程度、社会上の地位さらに宗教や人種などによっても区別されていました。わが国でも明治の頃には女性には参政権はなく、男子でも直接国税を納めていなければ選挙権が認められていませんでした。それが大正14年に普通選挙制度が採用され、それまであった納税要件が撤廃され、さらに戦後は、女性の参政権が認められて、ようやく平等の原則が確立されたわけです。

(2) 自由の原則

せっかく与えられた選挙権も、選挙人の自由意思による投票が行われなければ、正しい選挙を期待することはできません。

すべての選挙人が自分自身の判断で自由に投票できるということは、選挙にとって最も大切なことです。そのため憲法第15条に「すべて選挙における

投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。」と規定されているのはこの自由の原則を保障するものであります。

(3) 公正の原則

平等に選挙権が与えられ、また自由な投票が保証されたとしても、選挙手続の進行について不公正なことが行われると、選挙の意義がなくなってしまう。そこで公職選挙法では選挙の公正を確保するために多くの規定を設けております。

3 選挙のしくみ

(1) 選挙権

選 挙 の 種 類	選 挙 権 の 要 件
衆議院議員・参議院議員	●満 18 歳以上の日本国民
知 県 議 会 議 員	●満 18 歳以上の日本国民 ●引き続き 3 ヶ月以上市町村の区域内に住所のある人 ●上記の人が同じ県内の他の市町村に住所を移し、3 ヶ月にならない場合も含まれます。
市 町 村 長 市 町 村 議 会 議 員	●満 18 歳以上の日本国民 ●引き続き 3 ヶ月以上市町村の区域内に住所のある人

※平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。

(2) 被選挙権

被選挙権とは、選挙によって議員や長に選ばれる資格のことで、日本国民であって次の要件を満たすことが必要です。

選 挙 の 種 類	被 選 挙 権 の 要 件
参 議 院 議 員 ・ 知 事	●満 30 歳以上の日本国民
衆議院議員・市町村長	●満 25 歳以上の日本国民
県 議 会 議 員 市 町 村 議 会 議 員	●その選挙権のある人で、満 25 歳以上の人

選挙権・被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の者は除かれます。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（除：執行猶予中の者）
- ③公職にある間に犯した刑法第 197 条から第 197 条の 4 までの罪（収賄罪）または公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条の罪により刑に処せられその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- ④選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を停止された者
- ⑥政治資金規正法第 28 条の規定により選挙権・被選挙権を有しない者

*③の者のうち、刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から 5 年を経過したものは、なお 5 年間被選挙権を有しない。

*令和 7 年 6 月 1 日より禁錮は拘禁刑に改められます。

(3) 選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票の際これと照合することによって選挙の公正を図るためにつくられる名簿のことです。いくら選挙権があっても選挙人名簿に名前が載っていないと投票することはできません。

選挙人名簿は、現在「永久選挙人名簿」制度がとられています。

永久選挙人名簿は、選挙人が一度登録されるとその後選挙資格に異動（住所移転、死亡など）がない限り永久に登録される制度です。

そして、その後住所を移転したり、新たに選挙資格を得た人（満18歳になった人）は、特に「登録の申出」をしなくても、市町村の選挙管理委員会が毎年3月、6月、9月及び12月の1日現在で登録資格を有する者についてそれぞれ各月の1日に登録することになっています。

そのほか、選挙が行われる際には、その都度日を決めて臨時に登録が行われます。ただし、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に登録する人は、住民基本台帳に記載されている者の中から登録資格を有している人を登録することになっているので、住民基本台帳に載っていない人や住所を移転した人などは、必ず住民基本台帳に記録されるよう届出をしなければ選挙人名簿に登録されませんし、投票ができなくなります。

死亡又は転出後の一定期間の経過などの事由で抹消すべき者については随時、登録を抹消します。

なお、選挙人名簿抄本は、登録の確認、政治活動及び政治・選挙に関する学術・世論調査に限り閲覧できます。



(4) 選挙区と定数

選挙を行う区域の単位として設けられる区域を「選挙区」といいます。つまり各選挙区ごとに立候補し、投票、開票が行われ、当選人が決まるわけです。

衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員及び県の議会議員は、それぞれ各選挙区において選挙され、衆議院比例代表選出議員の選挙は全国11選挙区で行われ、参議院比例代表選出議員の選挙は全国を一の単位として行われます。また、知事及び市町村長の選挙においても選挙の単位は一であり、県又はそれぞれの市町村の全区域を一つの単位として行われ、市町村の議会議員の選挙についても原則としてそれぞれの市町村の区域を一つの単位として行われます。

各種選挙の定数と任期等は次のとおりです。

(令和7年1月1日現在)

区分	選挙の種類		任期	定数	備考
国	衆議院議員選挙	小選挙区選出議員	4年 但し解散あり	289人	小選挙区289 奈良県3選挙区
		比例代表選出議員		176人	全国11選挙区 近畿選挙区28人
	参議院議員選挙	選挙区選出議員	6年 但し3年毎に 半数を改選	148人	選挙区は45 奈良県選挙区の定数は2人
		比例代表選出議員		100人	全国一円より選ばれた議員
県	知事選挙		4年	1人	
	県議会議員選挙		4年	43人	選挙区は16
市町村	市町村長選挙		4年	1人	
	市町村議会議員選挙		4年	6～39人	条例で制定する

(5) 選挙運動

① 選挙運動のできる期間

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、投票日の前日までの間しか行うことができません。従って、立候補届出前のすべての選挙運動（いわゆる事前運動）は禁止されます。

衆議院議員選挙区図 (令和7年1月1日現在)

第1区

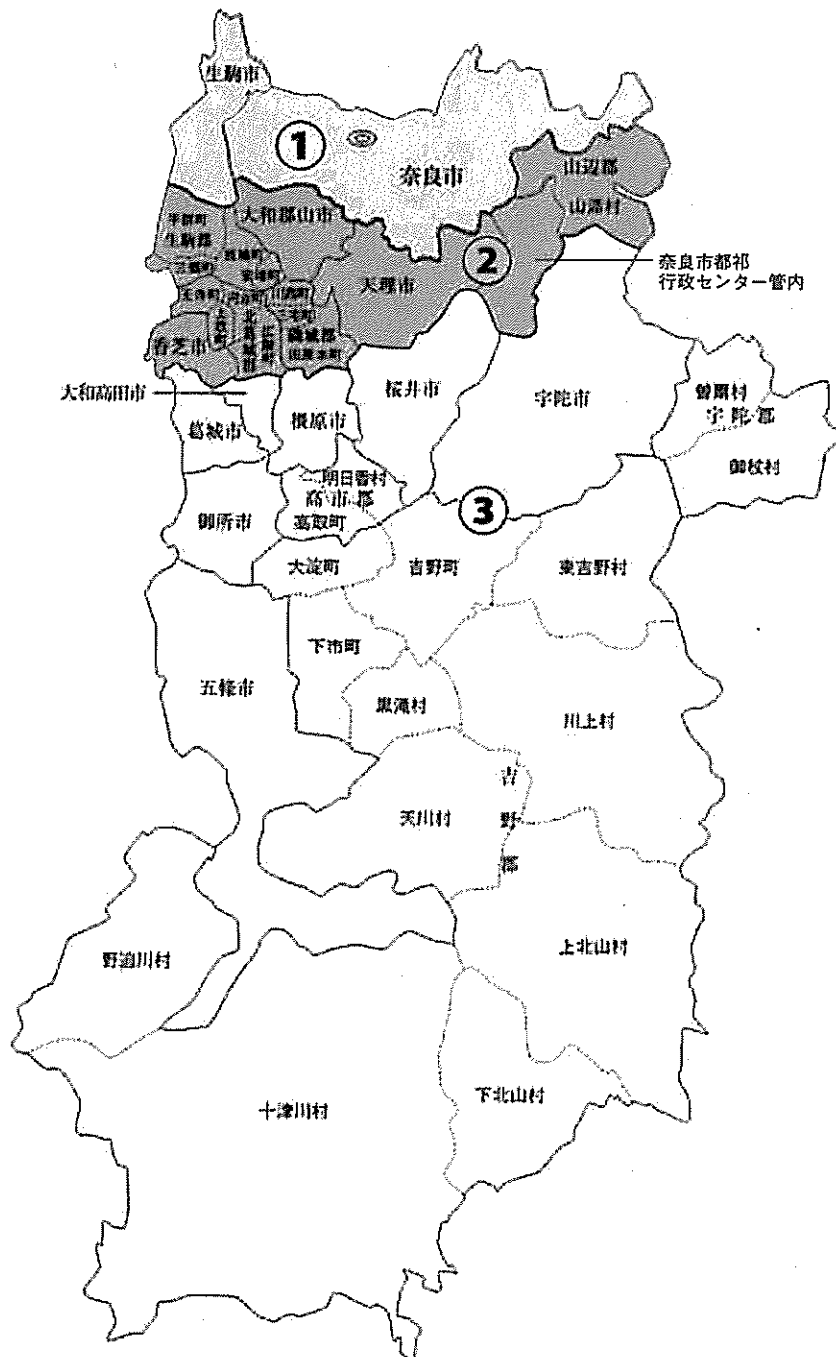
奈良市 (旧都祁村の区域を除く)、生駒市

第2区

奈良市 (旧都祁村の区域)、大和郡山市、天理市、香芝市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、北葛城郡

第3区

大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、葛城市、宇陀市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

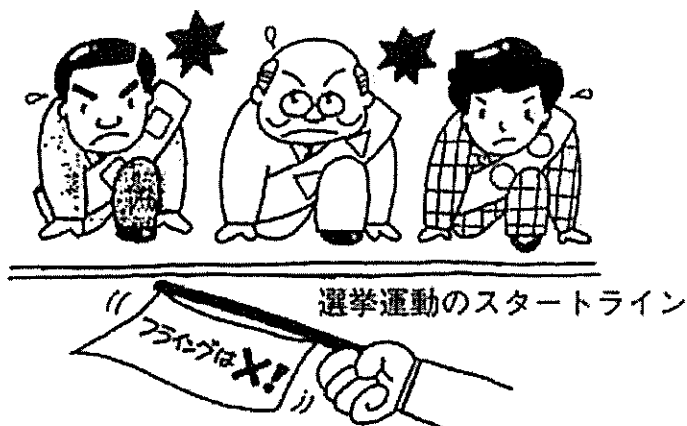


奈良県議会議員選挙の選挙区

(令和7年1月1日現在)

選挙区	定数	当該選挙区に含まれる市町村
奈良市 選挙区 山辺郡	11	奈良市、山添村
大和高田市選挙区	2	大和高田市
大和郡山市選挙区	3	大和郡山市
天理市選挙区	2	天理市
橿原市 選挙区 高市郡	4	橿原市、高取町、明日香村
桜井市選挙区	2	桜井市
五條市選挙区	1	五條市
御所市選挙区	1	御所市
生駒市選挙区	4	生駒市
香芝市選挙区	2	香芝市
葛城市選挙区	1	葛城市
宇陀市 選挙区 宇陀郡	1	宇陀市、曾爾村、御杖村
生駒郡選挙区	2	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
磯城郡選挙区	2	川西町、三宅町、田原本町
北葛城郡選挙区	3	上牧町、王寺町、広陵町、河合町
吉野郡選挙区	2	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、 十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
計	43	

選 挙 の 種 類	選挙運動期間
衆 議 院 議 員 選 挙	12 日間
参 議 院 議 員 選 挙	17 日間
知 事 選 挙	17 日間
県 議 会 議 員 選 挙	9 日間
市 長 ・ 市 議 会 議 員 選 挙	7 日間
町 村 長 ・ 町 村 議 会 議 員 選 挙	5 日間



しかし、立候補届出前であっても立候補の準備行為、政治活動、後援会活動などは原則として選挙運動ではないので許されています。

政治活動は原則として自由に行うことができますが、25ページの規制があります。

ア 立候補準備行為とは

政党の公認を求める行為、候補者選考会、推薦会の開催、立候補の瀬踏行為、供託物を供託する行為などをいいます。

イ 政治活動とは

政治上の主義、若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の行為から特定の候補者の当選を図るために行う選挙運動にわたる行為を除外した行為であるとされています。

※ ある政治家の後援会の会員募集、発会式、総会の開催等の後援会活動も原則として政治活動の一種とされています。



② 選挙運動のできる人

選挙運動はだれにでもできるというものではありません。

選挙運動を禁止されている人

- 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長など）
- 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏、徴税吏員など）
- 18歳未満の者（単純労務は許されています。）
- 選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したため、選挙権及び被選挙権を有しない人

地位を利用しての選挙運動が禁止されている人

- 国・地方公共団体の公務員
- 一定の公団等の役員、職員
- 教育者



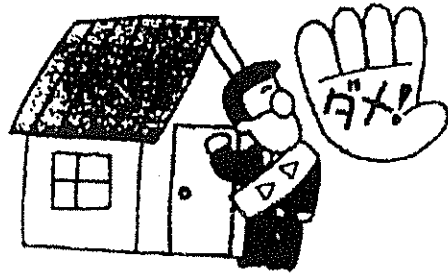
③ 選挙運動の方法

現在の選挙運動の方法は、金のかからない選挙によって真に立派な人物が選出されるようにするため、一方では選挙公営の制度を拡げるとともに、一方では種々の制限を加えて選挙の公正を確保しようとしています。

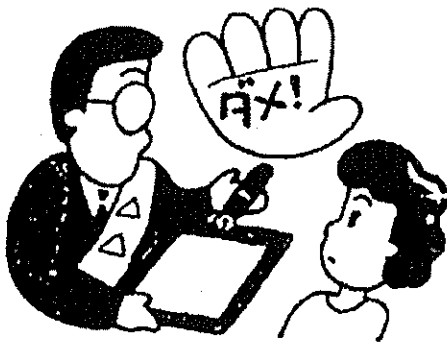
④ 禁止されている選挙運動

戸別訪問の禁止

選挙運動の目的で有権者の家などを訪問することは禁止されています。



署名運動の禁止



選挙に関して、特定の人に投票するように、又は特定の人に投票しないようにすることを目的として、選挙人に対して署名運動をすることはできません。

氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のため自動車を連ねるなど、氣勢を張る行為をすることはできません。



飲食物の提供の禁止

飲食物の提供が禁止されるのはすべての人についてであり、選挙運動に関することを動機として行う限り、候補者が選挙運動員や第三者に対し、慰労する目的で飲食物を提供する場合に限らず、第三者が候補者や選挙運動員に対し、激励するために、いわゆる陣中見舞などの形で提供することも違反になります。

ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供することや、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者に対し、選挙期間中に次の表に掲げる制限に従って提供するものに限り、許されています。



弁当の額と数には制限があります。

選挙の種類	金 額	数
衆 議 院 議 員 小 選 挙 区	1 人 1 日の合計額3,000円まで 1 人 1 食分 1,000円まで	45食×12日 = 540食以内
参 議 院 議 員 奈 良 県 選 挙 区	1 人 1 日の合計額3,000円まで 1 人 1 食分 1,000円まで	45食×17日 = 765食以内
奈 良 県 知 事	1 人 1 日の合計額3,000円まで 1 人 1 食分 1,000円まで	45食×17日 = 765食以内
奈 良 県 議 会 議 員	1 人 1 日の合計額3,000円まで 1 人 1 食分 1,000円まで	45食× 9 日 = 405食以内
市 長 ・ 市 議 会 議 員	1 人 1 日の合計額3,000円まで 1 人 1 食分 1,000円まで	45食× 7 日 = 315食以内
町 村 長 ・ 町 村 議 会 議 員	1 人 1 日の合計額3,000円まで 1 人 1 食分 1,000円まで	45食× 5 日 = 225食以内

⑤ 制限つき選挙運動

選挙運動用通常葉書

文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動には、頒布（配布）と掲示があります。

- 選挙運動のために頒布（配布）できる文書図画は、葉書、ビラ及び国政に関する重要政策等を記載したパンフレット又は書籍（以下「選挙運動用パンフレット等」という）の3つだけです。

葉書には、郵便局による「選挙用」の表示が必要です。

ビラは国会議員、地方公共団体の長及び議員の選挙全てで認められていますが、選挙管理委員会に届け出たものしか使用できません。

選挙運動用パンフレット等は衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙（補欠選挙を除く）だけに認められており、政党等の本部において直接発行され、かつ、総務大臣に届け出たものに限られるほか、以下のとおりの制限があります。

選挙の種類	枚数	備考
衆議院小選挙区選出議員選挙	35,000枚	※候補者届出政党もこれ以外に20,000枚×候補者数有付で出せます。 無料
参議院議員選挙奈良県選挙区	40,000枚	
奈良県知事選挙	40,000枚	
県議会議員、市長選挙	8,000枚	
市議会議員選挙	2,000枚	
町村長選挙	2,500枚	
町村議会議員選挙	800枚	

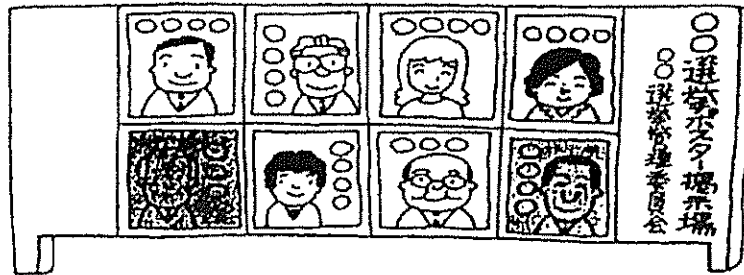
選挙運動用ビラ

選挙の種類	枚数	備考
衆議院小選挙区選出議員選挙	候補者 70,000枚 候補者届出政党 40,000枚×候補者数	候補者に係るものは公営制度あり
衆議院比例代表選出議員選挙	制限なし	
参議院議員選挙奈良県選挙区	130,000枚	条例により公営制度あり
参議院比例代表選出議員選挙	250,000枚	
奈良県知事選挙	130,000枚	
奈良県議会選挙	16,000枚	条例により公営制度を設けることができる
市長選挙	16,000枚	
市議会議員選挙	4,000枚	
町村長選挙	5,000枚	
町村議会議員選挙	1,600枚	

選挙運動用パンフレット等

選挙の種類	頒布できる主体	枚数	頒布方法	備考
衆議院議員総選挙	候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等	制限なし（ただし2種類） ※1種類は記号等も掲載したものと異なる	選挙事務所内、演説会の会場内、街頭演説の場所 ※選挙運動用ビラと同様の方法（新聞折込みを除く）に限定。	代表者を除き、候補者の氏名・写真等の掲載は禁止
参議院議員通常選挙	参議院名簿届出政党等			

- 選挙運動のために掲示できる文書図画には、公営ポスター掲示場等に掲示する選挙運動用ポスターのほかに、選挙事務所・選挙運動用自動車及び演説会場で使用するポスター等があります。



- インターネット

従来インターネット等による情報の伝達も、文書図画の頒布にあたるとして規制されてきましたが、公職選挙法の改正により、ウェブサイト（HP、ブログ、SNS、動画中継サイト等）を利用して選挙運動を行うことができるようになりました。ただし、電子メールの利用は候補者・政党等に限られているため、一般有権者は禁止されています。

- 新聞広告

候補者、政党等は選挙運動期間中に新聞広告をすることができます。新聞広告の回数や大きさ、掲載の体裁については一定の制限があります。

- 選挙公報

衆議院議員、参議院議員及び知事の選挙では、公職の候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を選挙ごとに発行します。

※その他の選挙では、それぞれの自治体が条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができます。

- 回覧行為の禁止

選挙運動のために使用することを認められた文書図画であってもこれを多数の者に回覧させることは禁止されています。

言論による選挙運動

主な言論による選挙運動として次のようなものが認められています。

- 街頭演説

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に行うことができます。また、学校・病院などの周辺では静穏保持に努めなければならないとされています。

- 個人演説会

個人演説会は、政見の発表・投票の依頼などのために候補者が開催するものです。公営施設（学校・公民館など）を利用する場合とそれ以外の施設（個人の住宅・劇場など）を利用場合があります。

- 連呼行為

連呼行為とは、短時間に一定の文言を連続反復して呼称することです。

連呼行為は原則として禁止されていますが、演説会場である場合、それに午前8時から午後8時までの間に街頭演説の場所及び選挙運動用自動車の上である場合は許されています。

- 政見放送と経歴放送

テレビ・ラジオによる政見放送は、衆議院議員、参議院議員及び知事の選挙において、NHK及び民放を使用することができます。また、経歴放送も、テレビ・ラジオによって放送されますが、政見放送と同時に行われるのが一般的です。

◎ 自由な選挙運動

次の行為は、選挙運動期間中〔公示（告示）日から投票日の前日までの間〕は自由に行うことができます。

- 幕間演説

映画・演劇等の幕間、青年団・女性団体等の集会や、会社・工場等の休憩時間にそこに集まっている人を対象にして、選挙運動のための演説をすることです。

- 個々面接

デパート・電車・バスの中あるいは道路等でたまたま知人に会ったときなどに、その機会を利用して選挙運動をすることです。

- 電話による選挙運動

誰でも自由に行えます。

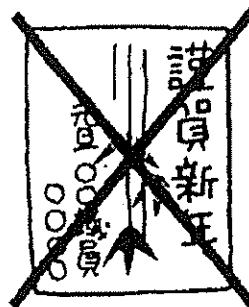


④ その他

あいさつ状と有料のあいさつ広告

あいさつ状

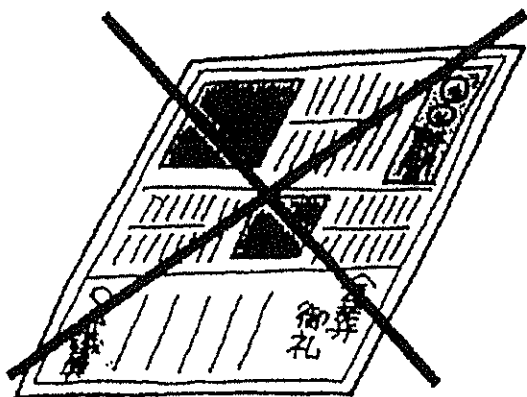
候補者等（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者をいいます。以下同じ。）は選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。



有料のあいさつ広告

候補者等や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと罰則の対象となります。

なお、候補者等や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると罰則の対象となります。

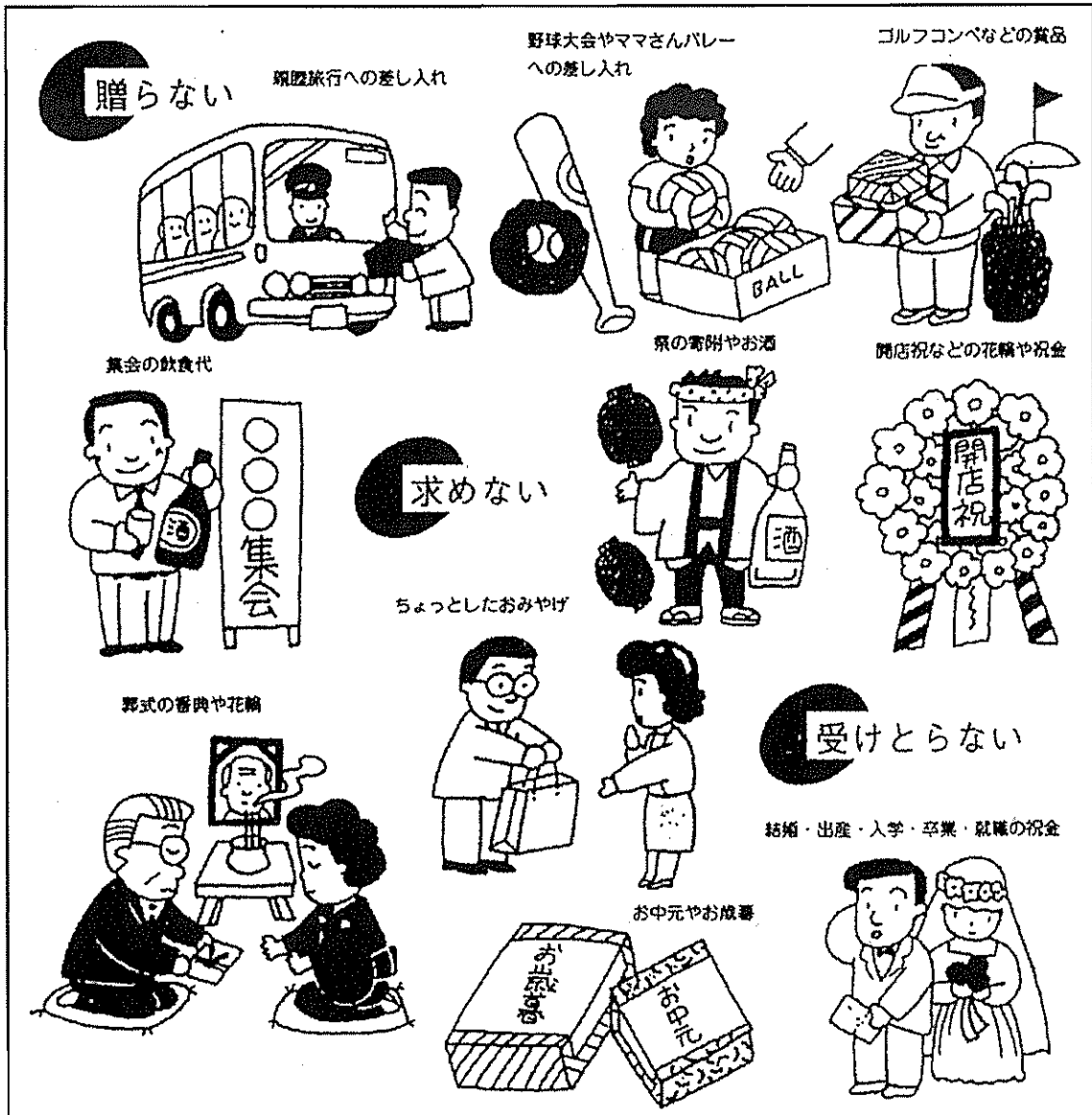


有料のあいさつ広告に関し罪を犯し刑に処せられた者は公民権停止の対象となります。

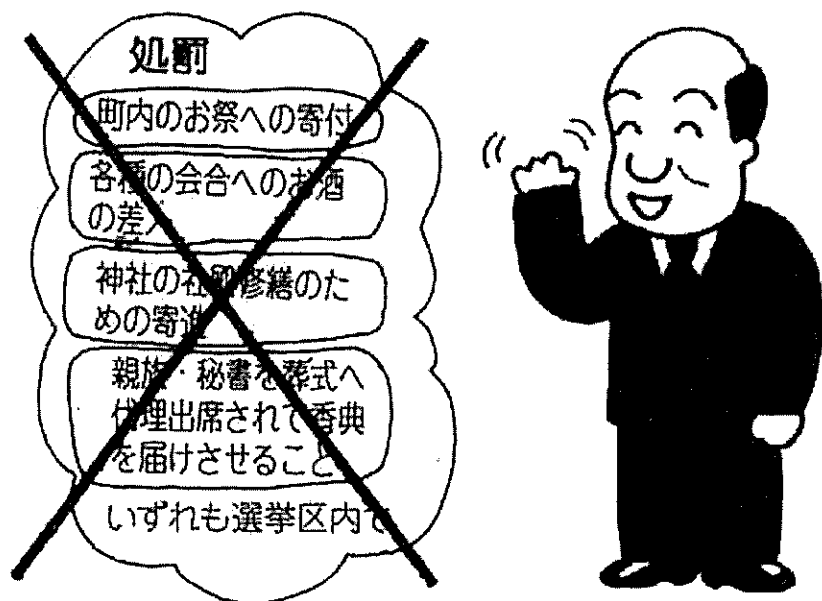
贈らない、求めない、受けとらない

候補者等が、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義でも寄附をすることは禁止されています。

また、私たち有権者も、寄附をねだったりすると法律違反になります。



候補者等が、選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの等除外されるものはあります。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、候補者等本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典（ただし、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）を除きすべて罰則の対象となります。



贈らない・求めない・受け取らない

(6) 政治活動

平常時（選挙運動期間外）の政治活動

金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図るため、次のような政治活動用文書図画を掲示することには制限が設けられています。

- 候補者等の氏名やその氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用文書図画
- 後援団体の名称を表示する政治活動用文書図画

この制限にかかわらず、掲示できるのは……

ア 候補者等または後援団体の政治活動用事務所ごとに、その場所において掲示される一定数の範囲内の立札、看板の類

候補者等の事務所や後援団体の事務所・連絡所等に立札や看板の類を設置することができますが、その大きさや数などに制限があります。

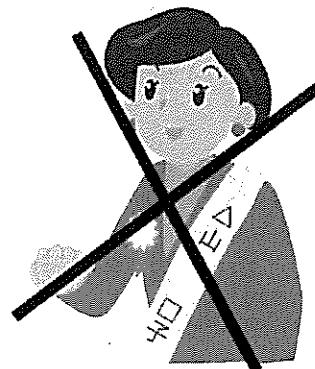
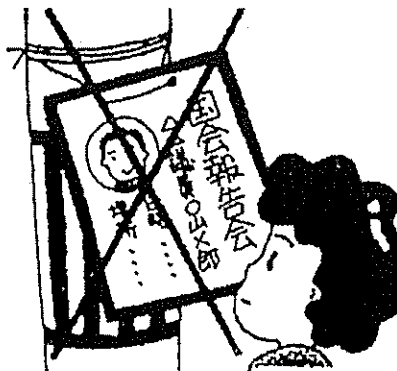
イ 政治活動用ポスター（任期満了の日の6ヶ月前の日から当該選挙の日までの期間等は除く）

*ベニヤ板、プラスチック板その他これに類するものを用いて掲示される政治活動用ポスター（いわゆる裏打ちポスター）は、掲示できません。

*候補者等や後援団体の事務所・連絡所を表示したり、後援団体の構成員であることを表示するためのポスター（ステッカー）は裏打ちでなくても掲示できません。

*ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

ウ 政治活動のための演説会、講演会、研修会その他これに類する集会の会場において、その集会の開催中掲示されるもの



選挙時（選挙運動期間中）の政治活動

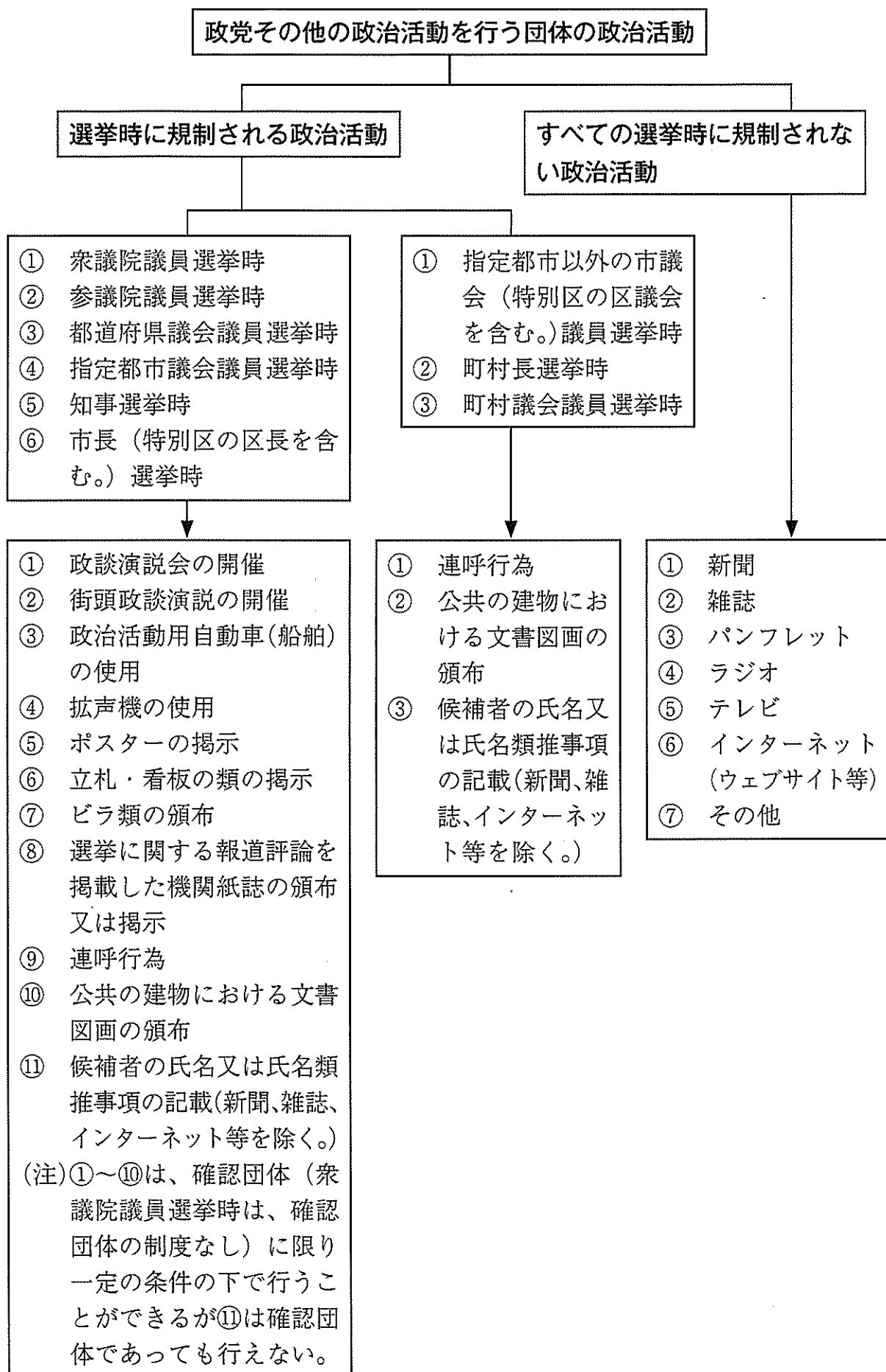
政党その他の政治活動を行う団体の政治活動については、選挙時には次頁の表のような規制がされています。

参議院議員、知事、県議会議員、市長の選挙の場合、確認団体（選挙運動期間中に一定の政治活動を行うことができる団体として確認を受けたもの）は、たとえば、

- ポスターの掲示については
（長さ85cm×幅60cm以内のものに限られる）ことや、
（枚数の制限）など
- ビラの頒布については
（総務大臣又は選挙管理委員会に届け出たものに限られる）ことや、
（種類の制限）など
- 選挙に関する報道評論に掲載した機関紙（誌）については
（通常の頒布方法に限られる）ことや、
（号外、臨時号で当該選挙の報道評論を行うことはできない）
などといった規制のもとに政治活動を行うことができます。

インターネットによる政治活動

政治活動として、インターネットのホームページを利用することは自由にできます。



(7) 投票

選挙は、投票により行われますが、投票はどの選挙でも1人1票に限られます。また、選挙人は、選挙の当日に、投票所に行って自分で投票しなければなりません。これを「当日投票所自書主義」といいます。しかし、仕事でやむを得ず投票日の当日出張したり、病院に入院して投票所に行けない人たちのために、期日前投票や不在者投票などがあります。

期日前投票制度を含め、選挙人が投票しやすい環境を整えるため、以下のような工夫がなされています。

1 投票関係

ア. 投票時間

- ・投票は、午前7時から午後8時までできます。ただし、特別の事情がある場合には、投票開始時刻が2時間以内の範囲で繰り上げ若しくは繰り下げ、投票終了時刻が4時間以内の範囲で繰り上げられる場合があります。

イ. 投票所への同伴

- ・選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢18歳未満の者）は投票所に入ることができます。また、選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者についても同様です。

2 期日前投票制度

投票日に、次に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人は、あらかじめ期日前投票をすることができます。

- ① 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務（冠婚葬祭の主宰等）に従事すること（投票区の内外を問いません）
- ② ①以外の用務又は事故のため投票区の区域外に旅行又は滞在をすること
- ③ 疾病、負傷、妊娠等のため歩行が困難であること又は刑事施設、少年院等に収容されていること
- ④ 交通至難の島等に居住していること又は当該地域に滞在をすること
- ⑤ 市町村の区域外の住所に居住していること（該当選挙の選挙権を引き続き有している場合に限る）
- ⑥ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること

ア. 対象となる投票

選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会で行う投票

イ. 投票のできる期間

原則として、選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの間、毎日午前8時30分から午後8時まで

ウ. 投票手続

基本的に投票日の投票所における手続と同じです。

エ. 期日前投票所における氏名等の掲示

- ・期日前投票所（市町村役場など）において、選挙の期日の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの間、当該市町村の区域内において行われる選挙に係る候補者の氏名・党派、名簿届出政党等の名称・略称などの掲示を行うこととされています。

※不在者投票について

- ①名簿登録地の市町村における不在者投票は、原則として、期日前投票に移行しました。
- ②名簿登録地以外の市町村や病院、老人ホームなどにおける不在者投票については従来どおり行われますが、投票開始日は、選挙期日の公示（告示）日の「翌日」ですのでご注意ください。

又、このほかにも次のような制度があります。

1 代理投票

手が不自由であったり、文字が読めないため字が書けない人は、投票管理者に申出をすれば、補助者が代わりに書いてくれます。

2 点字投票

目が不自由な人は、投票管理者に申し出れば点字で投票することができます。

3 郵便等投票

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている人などで一定の障害の程度に該当する人や介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人は、郵便等による不在者投票ができます。

また、これらの人で、自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に代理記載させることができます。

4 国外における不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人については、当該特定国外派遣組織の長を不在者投票管理者として、国外にある当該特定国外派遣組織の長の管理する投票を記載する場所において投票ができます。

なお、特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織

のうち、①当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること、②当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること、のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいい、次の4つの組織が政令で規定されています。

ア 海賊対処法に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊

イ 国際平和協力隊（いわゆるPKO部隊）

ウ 防衛省設置法に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等

エ 国際緊急援助隊

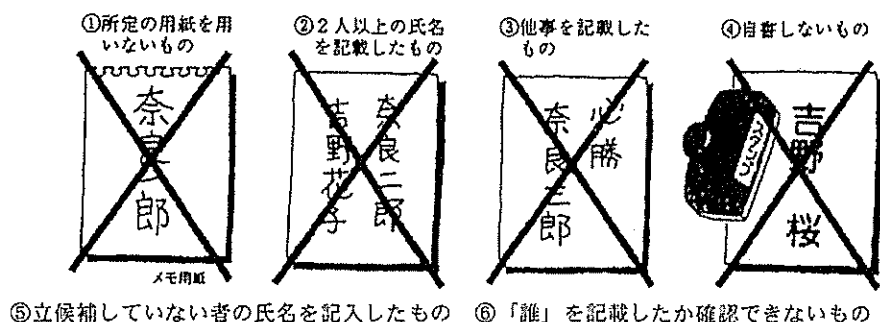
総務大臣が関係大臣と協議して指定することで特定国外派遣組織となります。民間企業の従業員で海外に出張している選挙人は、この制度の対象となりません。

5 南極投票

南極地域観測隊員は、洋上投票に準じて、ファクシミリ装置を用いて投票することができます。

正しく書こうネ投票用紙

せっかく投票された貴重な一票も、次のような投票は無効となります。



(8) 在外選挙制度

国外に居住する日本国民の選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度が設けられています。なお、在外選挙人名簿の登録は、領事官を経由して国内の市町村の選挙管理委員会に申請する方法（在外公館申請）と、国外へ転出する前に最終住所地の市町村の選挙管理

委員会に申請する方法（出国時申請）があります。

在外選挙制度の概要は次のとおりです。

① 対象とする選挙

衆議院議員の選挙（最高裁判所裁判官の国民審査も含む）及び
参議院議員の選挙

② 対象者

（ア） 在外公館申請 年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上
その者の住所を管轄する領事官の管轄地域内に住所を有する者

（イ） 出国時申請 年齢18歳以上の日本国民で、転出予定日までに最終
住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者

③ 在外選挙人名簿

（ア） 市町村の選挙管理委員会が、在外選挙人名簿（永久名簿）を調製
します。

（イ） 申請方法

i) 在外公館申請

被登録資格を有する者は自ら又は同居家族等を通じて、管轄の領
事官を経由して、市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録
申請を行うことができます。なお、申請時に3ヶ月以上住所を有し
ていなくても、在留届の提出と同時に申請書を提出することができます。

ii) 出国時申請

被登録資格を有する者又はその者の委任を受けた者は、申請書に
記載した転出予定日までに最終住所地の市町村の選挙管理委員会に出
向き、申請書を提出することができます。

（ウ） 在外公館申請による在外選挙人名簿の登録を行う市町村の選挙管
理委員会は、次の区分によります。

i) 平成6年5月1日以後に最終住所地において住民票の削除がなさ
れた者については、最終住所地の市町村の選挙管理委員会

ii) i) 以外の者については、本籍地の市町村の選挙管理委員会

（エ） 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をしたときは、
在外選挙人証を交付します。

④ 在外投票

在外選挙人は、在外公館投票、郵便等投票及び国内の投票制度（期日
前投票制度、投票所における当日投票制度等）のいずれかを選択して投
票します。

(ア) 在外公館投票

- i) 投票は、在外公館の長の管理する投票を記載する場所において行います。
- ii) この場合、在外選挙人名簿に登録されている選挙人は、選挙の期日の公示（告示）があった日の翌日から原則として選挙の期日前6日までの間に、在外公館の長の管理する投票を記載する場所に赴いて、在外選挙人証を提示して投票を行います。
- iii) なお、再選挙又は補欠選挙については、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては、在外公館投票は行われません。

(イ) 郵便等投票

在外選挙人名簿に登録された選挙人は、その住所又は在留地の緊急連絡先（在外選挙人証に記載）で投票用紙等の送付を受け、投票用紙に自ら記載し、外封筒の表面に署名したうえで、登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票所閉鎖時刻までに投票管理者への送致ができるように、郵便等で送付しなければなりません。

(ウ) 国内における投票

一時帰国した人又は国内に住所を移した後、国内の選挙人名簿に登録されていない人は、次のいずれかの方法により、投票できます。

- i) 投票日当日、指定在外選挙投票区の投票所で投票する。
- ii) 公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで、市町村の選挙管理委員会が指定した期日前投票所で投票する。
- iii) 公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で不在者投票する。

⑤ 在外選挙人名簿の登録の抹消

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者について、死亡、日本国籍の喪失、国内での新たな住民票の作成から4か月経過したこと等を知った場合には、直ちに在外選挙人名簿から抹消します。

⑥ 国内犯

買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用されます。